

## 滋賀県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱

(収益性向上対策・生産基盤強化対策)

令和2年3月31日付け滋農経第241号

滋賀県農政水産部長通知

改正 令和2年8月3日 滋農経第612号

改正 令和3年3月23日 滋農経第229号

改正 令和3年4月1日 滋農経第317号

(趣旨)

第1条 知事は、産地の創意工夫による地域の強みを生かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を支援するとともに、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組を総合的に支援するため、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）および産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号、農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知。以下「実施要領」という。）に基づき、市町、県協議会（実施要綱第3の2に定める「都道府県農業再生協議会」をいう。以下同じ。）および農業団体等（以下「市町等」という。）が行う実施要綱別表2の取組に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象および補助率等)

第2条 補助対象となる経費および補助率等は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第3条 別表IとIIの補助対象となる経費の欄に掲げる事業の経費の相互間における流用をしてはならない。

(事業実施計画)

第4条 地域協議会（実施要綱第3の2に定める「地域農業再生協議会」をいう。以下同じ。）は、実施要領別記3の第10の3に基づき「産地パワーアップ計画」を作成した場合は、実施要領別記3の別記様式第3-4号により、当該地域協議会を管轄する市町長を経由して知事に提出するものとする。

2 産地パワーアップ計画の提出を受けた市町長は、別記様式第1号により意見を付すものとする。

3 県協議会は、実施要領別記3の第10の3に基づき「産地パワーアップ計画」を

作成した場合は、知事に提出するものとする。

(交付申請書)

第5条 規則第3条に規定する補助金交付申請書（別記様式第2号）の添付書類、提出部数および提出期日は、次のとおりとする。

(1) 添付書類

ア 事業計画書（別記様式第3号）および収支予算書（別記様式第4号）

イ 実施設計書（別表Ⅱに掲げる整備事業費のみ）

(2) 提出部数 2部

(3) 提出期日 毎年度知事が別に定める日まで

- 2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、各取組主体（実施要綱別表に掲げる「取組主体」をいう。以下同じ。）について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額の内、消費税法（昭和63年法律108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでない取組主体については、この限りではない。

(事業の変更)

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、別表に掲げる重要な変更をしようとするときまたは成果目標に関する内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業変更承認申請書（別記様式第5号）正副2部を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項に定める申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日経過した日までとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(入札結果・着手および完了の報告)

第8条 補助事業者は、取組主体が事業に着手したときおよび完了したときは、別表Ⅰの補助対象となる経費の欄に掲げる1と2の経費については入札結果報告書（別記様式第6-1号）を、別表Ⅱの補助対象となる経費の欄に掲げる1と2の経費については入札結果・工事着手報告書（別記様式第6-2号）および工事完了報告書（別記様式第6-3号）を速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付の決定前に着手する場合にあっては、取組主体は、あらかじめ、補助事業者の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届を提出すること

とし、補助事業者は別記様式第6-4号によりその内容を知事に提出するものとする。

- 3 前項により交付決定前に着手する場合については、取組主体は、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。また、この場合においても、取組主体は、交付決定までのあらゆる損害等は自らの責任とすることを承知の上で行うものとする。

(事業遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、規則第10条の規定による事業遂行状況報告書（別記様式第7号）を、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において作成し、当該年度の1月20日までに正副2部を知事に提出するものとする。

(概算払)

第10条 補助事業者は、規則第15条に規定する概算払により補助金を請求する場合は、補助金交付請求書（別記様式第8号）により行うものとする。

(指示)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の報告に当たっては、補助事業が予定の期間内に完了しない理由および補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類等)

第12条 規則第12条に規定する実績報告書（別記様式第9号）の添付書類、および提出部数は第5条第1項に規定する交付申請書の添付書類等に準ずるものとする。

- 2 第5条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期日は、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日または補助金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い日までとする。

(補助金の返還等)

第13条 第5条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前条第2項の規定により減額した各取組主体については、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第10号）により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(標準処理期間)

第14条 規則第4条の規定による補助金の交付の決定は、規則第3条の規定による申

請のあった日から起算して60日以内に行うものとする。

(競争入札等)

第15条 補助事業者は、取組主体が事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すよう指導しなければならない。ただし、事業の遂行上、一般の競争に付することが困難または不適當である場合は、指名競争に付し、または随意契約をすることができるものとする。

2 取組主体は、前項により契約をしようとするときは、当該契約に係る一般の競争、指名競争または随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関および滋賀県から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書（別記様式第11号）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(間接補助金の交付決定をする際に付すべき条件)

第16条 補助事業者は、取組主体に対する補助金の交付を決定するときは、本要綱の定めに従って、条件を付さなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第17条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく計画変更の申請、第7条の規定に基づく申請の取下げ、第9条の規定に基づく状況報告、第10条の規定に基づく支払請求、第12条の規定に基づく実績報告、第13条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。
- 2 滋賀県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱（平成28年6月21日付け滋農経第493号滋賀県農政水産部長通知。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 旧要綱に基づき、令和元年度までに実施した事業または令和2年度以降に実施される事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月3日に改正し、令和2年度分の補助金から適用する。
- 2 改正前に実施しているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月23日に改正し、令和2年度分の補助金から適用する。
- 2 改正前に実施しているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日に改正し、令和3年度分の補助金から適用する。
- 2 改正前に実施しているものについては、なお従前の例による。